

魅せられて綴る藩文学（二）

藩学「四教堂」と先哲

勝間田 三千夫

十七日 同

廿七日 家老・番頭・用人・郡代・目付以下至徒士皆出席

（会員 佐伯市中村北町二一九）

家塾・寺小屋設置の制度

（一）佐伯藩の学制
藩内学事上の諸制度
藩主の旨意と慣例とに依り、学事を督励し、布令諭
達諸制度等の記すべきものなし。

士族の子弟教育方法

士族の子弟は必ず藩立学校へ入学せしめ、餘暇を以て家塾に入るは固より隨意とす。

藩費を以て他に遊学せしめしは、文化十三年（一八一六）中島増太（子玉）を日田及び三都に、天保十二年（一八四一）高妻謙之進を日田に、弘化三年（一八四六）楠鼎哉を江戸に遣わしことあり。

（二）佐伯藩立学校

学校名称

四教堂

校舎所在の地名

私費遊学を許せし者又兩人あり。（吉野吉兵衛日田に赴き、水筑務日田に赴く。）、維新前後に及びては藩費・私費遊学生夥多あり一々之を録せず。
藩士聽講毎月七の日午後勧講教授司之

沿革

各級の課程左の如し。

要略

教則

生徒等級

生徒の等級を九級に分ち、一級を初位とし、順次に昇級せしむ、一級より四級までは上下を分ち、すべて十三段とす。新入生は先ず一級に置き、月朔毎に前月の勤惰及び熟否を考えその功により二級の下又は直ちに二級の上に進む。その功なきものは常に原級に置く、他級皆しかり。

右一級を下等と称し、二級より四級までを中等と称し、五級六級を上等と称す。七級以上はこれを最上の位とす。

諸生句読の書籍は等をふみこえざる様次第を立つること左の如し。

教科用図書並順序

孝經 大学 中庸 論語 孟子 詩經 書經

易經 春秋 礼記 小学 四書朱註 蒙求

十八史略 世讀 左傳 國語 史記

最上級			上		中			下		等級	教科
九	八	七	六	五	四	三	二	一	下	上	
					上 下	上 下	上 下	上 下	上 下	上 下	
	同	同			詩經句讀 四書朱註 史記句讀 左傳・國語句讀 蒙求・十八史略・世讀句讀	詩經・書經・史類独看・經史・子集輪講	詩經・書經・史類独看・經史・子集輪講	孝經・大學・中庸・論語句讀 孟子・詩經句讀 書經・周易・春秋句讀 禮記・小學句讀 四書句讀	孝經・大學・中庸・論語句讀 孟子・詩經句讀 書經・周易・春秋句讀 禮記・小學句讀 四書句讀		
					常課なし						

定日	毎朝	授説	下等生	按説	上等・下等生
一日午後	講釈	中等生			

六の日午後

復講 中等生

三八の朝

輪講 上等・中等生 輪読 下等生

四九の午後

輪講 中等生

四の夜

輪講 中等生

六の朝

詩会 上等・中等生

九の夜

輪講 上等生

七の日午後

勸講○七日・十七日 学監・諸士出席、
二十七日君侯臨菴家老以下徒士に至るま
で出席

同日八鼓至七鼓

講祝 六級生以上これを司る。

二十九の日

小試 文会 上等・中等生

授業の始終休日等

開講式

正月五日

同十二日 発会

每月朔・十五及五日・廿五日

休業

令節 休業

七月十三日至十六日 休業

八月十三日至十七日

休業

十二月二十日 終講

学科学規試験法及び諸則

教授の科目

和学 漢学 医学 習札 兵学 甲州流 越後流

右四教堂にて教授す。

弓術 日置流 居合 田宮流

剣術 三神流 真心影流 馬術 大坪流

槍術 宝藏院流 鏡智流

砲術 田布施流 津田流 中島流

柔術 楊心流 源海流

右各處の稽古場に於て教授す。

学習期限

上士の子弟は八歳より十七歳まで文学・弓術・剣術・馬術・槍術を兼ね学修せしむ、十八歳に至れば官務に服するを例とす。然れども餘暇には必ず業を修めしめ、四十歳に至りて止む。

中士以下の子弟は八歳より十九歳まで文武を兼修せしめ、二十歳より仕途につく、餘暇修業等の制はすべて上士に同じ。

試験法

毎月末、既に授けたる書籍を読み説かせしめ、その熟否

を試み、点数を加減し、定点に満つるのは、進級せしむ、これを小試と号す。

小試の点数は、習月一日までこれを合計点検し、諸生の進退黜陟を行ない、七の日、勧講まで席序を浄書して掲示す。

独看の書籍は、毎月末その看過相済みたる処に就き、句を摘み字を指し詰問して其精詳と粗鈍とを試す。

およそ点数は前級の分を積算し加減す。例えば授読中一字を忘れたる者は、今まで取来る点の内一点を減す。又復講は三点、輪講は五点を減す。

詩会・文会は一ヶ月三度共に宿題を出し、その巧拙に依り相当点数を与う。

無級より一級下に進むもの

三十点

一級下より一級上に進むもの

五十点

一級上より二級下に進むもの

七十点

二級下より二級上に進むもの

百五十点

二級上より二級下に進むもの

二百五十点

三級下より二級上に進むもの

六百点

三級上より四級下に進むもの

八百点

四級下より四級上に進むもの 千五百点

四級上より五級に進むもの 二千点

五級より六級に進むもの

二千五百点

自六級至九級は点数は用いず学力を査定し、その級を定む。

詩 五十点を極とす

文 五十点を極とす

復文 十点を極とす

(素読講義等の極点不詳)

右の外、毎年一回試業を行ない、各生徒の標榜を進行す。

其規則全文を錄する左の如し。

試業

一、標榜分爲三等上中有權下等亦有五經四書員外生言前年試業後入門未試也毎年試之分爲五日以定階級三等外別設客席客席生不與平日詩文及試業唯書出席數耳

一、四月二日 詩

一、四月十日 文

席上並限香一詩上等數考不与一字中等數考

僅与数字下等頗与字亦以成遲速爲次席翌日書

記整正一手淨書六日出之館文亦同前助教查檢

翌日各自淨書十六日出之館並六行十八字復文

亦因其善惡以定点多少先与十点一顛倒減三点

一誤填字減一点

一、同十八日 下等生句讀

一、同十九日 中等生・權中等生講釁

一、同二十日 中等生・權上等生講釁

右三日君侯臨莅焉

一、四月中自朔日至廿二日諸会休業以使專研窮試

業所講誦書

一、詩文點賞自力出於改竄者雖佳不多与点覽者勿

疑焉

点 数

一、三十点 上等生

一、二十五点 權上等生

一、二十点 中等生

一、十五点 權中等生

一、十 点 下等生

一、正月五日令上中權班試業所講誦書塾覽之不能

雜 則

每年正月五日辰初刻各服麻衣裳教授焚香總學學監先

拜教授助教及監儀句讀師書記之諸生各以標榜次出拜

脫刀詣先聖像前俛伏後坐開講孝經首章

十二月二十日終講論語述而篇子以四教之數章本日教

授助教及監儀句讀師書記以教育勤勉賞各有差生徒算一年之勤業臨席之數升二百五十度者細字筆五對三百

全部者半部查檢以至四月十日爲限
一、書中所講三所下等生亦以其尤難讀所檢孰不孰
以嚴定標榜高下

一、詩文体裁每年不一限韻或隨韻體亦隨時宜以病
每試業改之不拘標榜及月旦評也
辭者待其瑜試之

右規則面に依れば、試業に於ては小試の成績を考
えず、全く本試の成否に依り標榜を定めしか如く
なれども、實際に於ては小試の成績をも參照して
評定せり。且小試の等級は月々進退するといえど
も標榜に於ては來年の試業まで変動せざること勿
論なり。

度以上者大字筆二對唐紙十葉且學業進步者有特賞焉

号令(文中了解し難きヶ所あれども全文を存録す。)

一、敬業樂群講習時敏謙虛是受厥修乃來

一、諸生進退至堂兩楹間而拝句讀方授讀師及學監出

則不離席而拝授讀既畢入兩楹間而拝

一、詩會之日授讀按讀休業辰初刻出席文會午初刻出

席並限香一線雖後出不統不成者爲落第不与点附

墨池及筆紙須各自携之

一、就几恭默勿得言語及詭誦

一、席上詩文概同試業復文一考整正淨書之六行十八

字因成遲速完次序分等爲一卷若長篇或各自出之

詩九級生、八級生、七級生、六級生、

五級生、四級生、三級生、二級生、

一級生各一卷

文同各一卷

一、席上之稿書姓名於題下闢草填名亦同宿題匿名詩

文不出者書其姓名於稿中每等輪次收輯會日出之

不得致稽滯

一、詩宿題前月二十六日出之

一、文宿題前月二十七日出之

右題出每等須相告偏知之勿有遺漏

一、復文之稿分爲二等予作之待其出而付之

一、詩文不許妄作異体出於改竄者雖佳不与点嚴禁剽

窃襲踏既經改竄者須順次淨書明年正月十二日出

之館不得致疎失

一、月中諸生課業合計及月旦評詩文稿翌月七日呈

之學監

一、若國之喪久休業詩文分題命諸生作之

一、總學之喪休業三日

一、學監同二日

一、教授同一日

一、助教授同半日

館制

一、三八朝君侯臨莅焉

一、君侯不時臨莅令徒講說生書

總學

不得致稽滯

三八朝
四九夜

六の朝

七の日午後

毎朝更番當直勿有怠慢

句讀師

二十九日 小試

右毎月臨席

每月月旦評並諸簿書詩文稿等司どる

右諸職因諸生多少以爲增減

書記

七の日勸講 教授

上等生詩文削正

学校日記

上等生質問輪講

右毎月司どる

助教授

中等生以下詩文復文削正

中等生質問輪講

下等生講釈復講輪讀

書籍出納

諸生出席度數並課業合計及諸雜事

右毎月司どる

若疾病事故須相助勤

監儀

糾督諸生動作恭敬無失礼儀

一、稽古の義は諸席打交上下高卑の差別無事に俟間
其場を退き休息の時は常の座順に隨ひ礼讓厚く
行儀を正し聊無益之戯事猥雜の言行堅く致問
事

一、稽古場に於て其師を敬い已より長じたる者を重
し朋友相親自他無隔専可致鍛錬候且流義の得失
師範の能否等決して評論申間敷事。

一、人々其術の甲乙長短を論し己を慢し、他を嘲り

強をもつて弱を侮り詰るの類は全く争論の端尤

可慎の第一急度相嗜可申事

但し煙草呑湯の外一切飲食の具携候堅く令停止候事

一、他家の士流義懇望により稽古いたし度旨申聞候は、可爲、勝手次第候、元より師弟の脆の無之猥に他流の試等に而入来候輩者差留決して出合申間敷事

但し、家中の者と入交被稽古候は、応対の辞義不作法に無之失礼等致間敷事

一、稽古定日之外たり共場所空隙の時は諸芸出精可

申者格別の事に候併定稽古の者其被出席候は、無異論早速場所引取其定日の方へ譲り可申事
一、勤務の暇無之もの共早晚又は夜陰に及び候まで稽古相励候義可爲勝手次第候火の元入念□等始末疎略無之様急度心得可申事

右の條々堅可相守者也

享和三年癸亥年五月

稽古定日

一、宝藏院流 槍術 三・八の日

一、三神流 獅術 一・六の日

一、直心影流 鋏術 二・七の日

一、鏡智流 鐮術 四・九の日

一、田宮流 居合

一、源海流 柔術 五・十の日

一、楊心流 柔術

右之通可相心得者也

享和三年癸亥年五月

回札の事

入学許可を得たる者は、礼服着用師範家へ回礼し、且年末賞与を受けたる者は、重臣及び師範家へ回礼するを法とす。

職名俸禄及び職員概数

總 学 一名 家老之に任ず

學 監 一名 用人

教 授 一名 上士・中士

助 教授 凡五名 右同

監 儀 二名

句読師 四名

書記 二名

小使 一名

右役料扶持米及身分取扱等の制なし、年末勤労により賞賜を行う、雜則第二項の通り。

生徒概数

在籍者凡三百名、他藩より来学の者一時二十名に達せしことあり寄宿舎の設けなし。

束修

入学の節扇子一箱を学校に差出すると例規とす。他定法なし。

学校経費

凡百需用は其時々官に請ひ現品を領収せり且一周年の学費を金穀何程に定め或は藩士に賦課せし等の事なし。

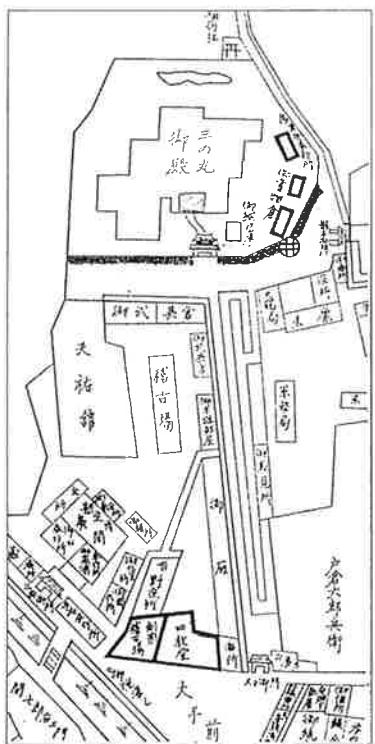
藩主臨校

毎月二十七日、毎月三・八朝、四月十八日至二十日試業

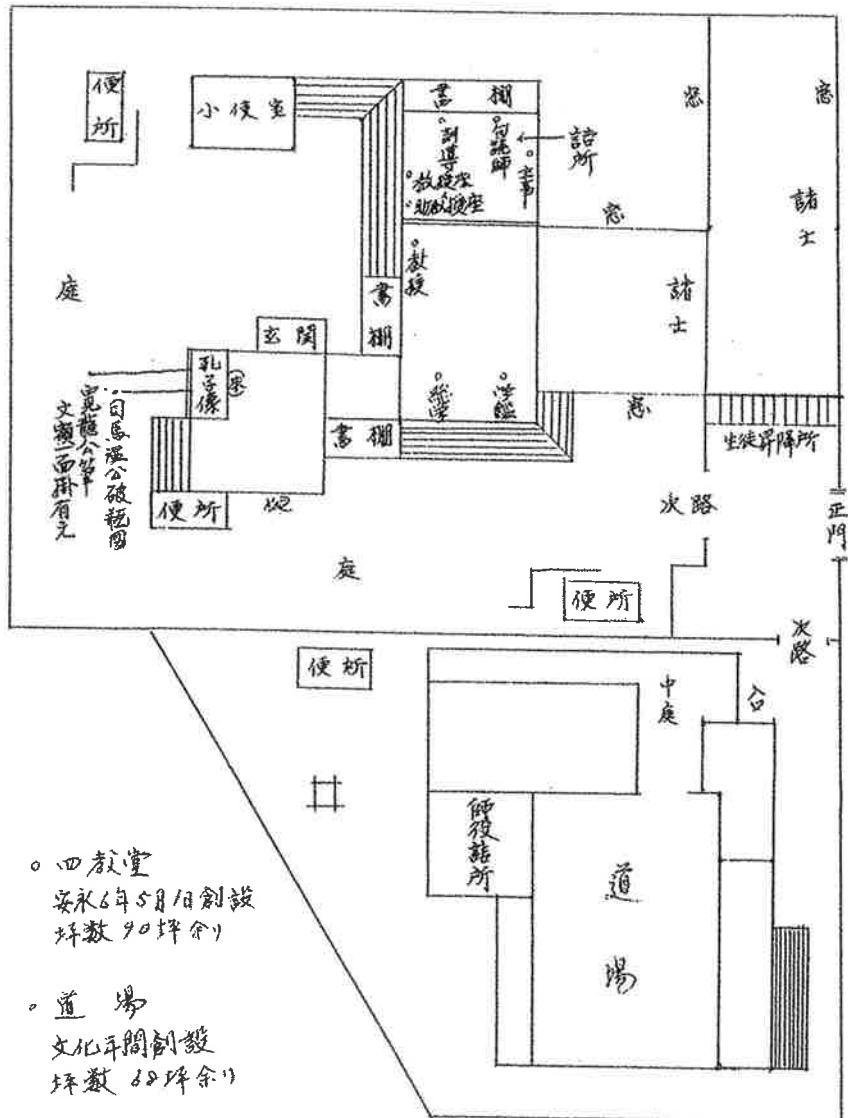
右藩主臨校の定日とす。而め二十七

祭儀

日勤講には家老以下徒士に至るまで陪聴の法なり。
聖廟の設置なく堂の一隅に聖像を安置す（正月五日
の祭儀あり雜則初項の通り）。祝典等の儀詳ならず。



佐伯文庫書物奉行所並に四教堂位置図
(『佐伯市史』による)



学校構造及建物平面図

学校にて出版翻刻せし書籍目次及び藏書の種類部数

学校にて出版翻刻せし書籍これなし

藏書の種類部数左の如し

経書	四十三部	六百四十九本
歴史	二十五部	千三十九本
子類	二十部	百十六本
集部	三十八部	五百三十六本
雜部	五十一部	二千三百七十七本
通計	百七十七部	四千七百十七本

(以上『日本教育史』より抜萃)

藩学「四教堂」に学制・学科等は幕末になるに連れて、学校教育の色彩を強くし、明治の教育制度の基盤を築き上げて行くのであるが、他藩に羨望された万巻の宝典は、文化二年から幕府献上藏書目録の提出命令を受け、松下筑陰はこれを作成し、遂には文政十一年に献上するに至った。ために右の藏書はその残部かと思われ、また、明治四年閉校されたときの残数とみることも出来る。

四浦越え

津久見市と上浦町の境付近にある峠。四浦むねともいう。標高二〇〇メートル。四浦半島南側の長田の集落と北側にある津久見の久保泊・刀自ヶ浦を結んだ古い道。

昭和三十年代前半ごろまではこの峠は四浦と上浦を結ぶ交通路として「かるい」に八貫(三〇錢)ほどかかりでこの峠を往復していた。また、郵便物も上浦郵便局員がこの峠を越えて四浦地区へ配達していた。

長田地区聖谷の四浦越え道に面した山端には九基の庚申塔がある。また、峠には漁神様として上浦や四浦の漁師に親しまれたお地蔵様が祭られていた。古老の思い出に、この地蔵菩薩像はいつも向きが変わっていたという。それは、地蔵様の向いた方角は豊漁になるということで、峠を通るときに上浦の人たちは南に、四浦の人々は北の方角に像の位置を動かしたものだという。現在、この峠路を通り人もなく、廃道となり寂れた峠となつた。(『上浦町誌』)